

閲覧用

南小国町農業委員会総会会議録

令和7年8月8日開催

熊本県南小国町

令和7年度南小国町農業委員会8月総会

開催日時 令和7年8月8日(木) 午前10時00分から午前10時45分

開催場所 南小国町役場 きよらホール

会議録署名委員(5番委員、6番委員)

日程

1. 議案第 12号 農地法第3条(委員会)
2. 議案第 13号 農地法第5条(知事)
3. 議案第 14号 農用地利用集積等促進計画案の決定について
(所有者・機構間契約)(機構・受け手間契約)
4. 議案第 15号 農地に該当するか否かの判断について

出席委員(7名)

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 藤 堂 伸 二 委員 | 3番 河 津 篤 委員 |
| 4番 穴 井 堅 委員 | 5番 日 野 米 藏 委員 |
| 6番 河 津 博 文 委員 | 7番 甲 斐 義 隆 委員 |
| 8番 井 野 みゆき 委員 | |

欠席委員(1名)

- 2番 北 里 昌 嗣 委員

職務のため議場に出席した事務局職員(2名)

- 事務局 長 穴 井 康 治
事務局 野 口 駿 太 郎

○会長

おはようございます。
それではただ今から令和7年8月の農業委員会定例総会を開会いたします。
本日は2番北里委員から欠席の連絡がありました。
委員さん7名の出席で定足数に達していますので総会は成立します。
本日の会議録署名委員を5番日野委員、6番河津委員にお願いいたします。

議案第12号 農地法第3条（委員会）

それでは、議案に移ってまいります。
議案第12号 農地法第3条（委員会）について事務局から説明をお願いします。
はい。それでは資料1ページ目をお願いいたします。

○事務局長

【議案第12号 農地法第3条（委員会）について詳細に説明】

（申請番号）07-12 （権利）賃貸借権 （所在）満願寺〇〇〇〇〇〇。（登記地目・現況地目）共に田。面積5,087㎡。同じく〇〇〇〇。（登記地目・現況地目）共に田。4,360㎡。計、田2筆9,447㎡です。（貸付人）熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇氏。（借受人）熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇〇番地〇〇。株式会社〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇氏。（申請事由）農業法人新規参入のため。

（期間）につきましては令和7年9月1日から令和27年8月31日となっております。
この案件につきまして、まずは農地所有適格法人として農地法第2条第3項各号を満たしていると思われま

す。次に当法人の農地権利取得につきましても、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われ許可要件の全てを満たしていると思われま

す。参考資料といたしまして次のページに関係位置図、それから本日お配りしました3条現地確認写真をご覧くださいと思います。

続きまして別にお配りしています農地所有適格法人要件審議票及び農地法第3条関係許可審議票につきましては、野口より説明いたします。

○事務局

それでは当日配付資料をご覧ください。

【農地所有適格法人要件審議票及び農地法第3条関係許可審議票について 詳細に説明】

以上です。

○会長

はい。ありがとうございました。
本日担当委員であります2番の北里委員が欠席ですから、事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは北里委員より説明文をいただきましたので読み上げをさせていただきます。
説明させていただきます。〇〇〇氏と〇〇さんとで立ち会いを行いました。2筆で約9反5畝と作付けには適していると思います。〇〇氏も歳をめられていて作付けをすることが困難になっている状況です。息子さんも居ますが兼業での作付けは難しいようです。また〇〇〇〇〇〇の〇〇氏は私が農業委員になってからの知り合いではありませんが、その当時から無農薬で水稻栽培をやりたいと聞いていました。将来は規模を拡大

し2~3町まではやりたいと意欲的に言っていました。このことをふまえると何ら問題はないと思います。皆様方のご審議の程よろしくお願いします。

以上です。

○会長

はい。ありがとうございました。

それではただ今の農地法第3条について、皆さんからご質問等がありましたらお願いいたします。

(1番委員手をあげる)

1番藤堂委員からお願いします。

○1番委員

すみません。この借受人の〇〇さん、多分ご夫婦でやられるということだと思んですけど、大体年齢的にはいくつぐらいの方ですか。高齢の方となると法人を立ち上げて9反くらい作るとしてもあまり先が長続きしないかなというのもあるんですけど。

○会長

事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは事務局より説明させていただきます。

先ほど藤堂委員がおっしゃったとおりのご夫婦で法人を設立されて二人で農業をされていく予定です。代表取締役の〇〇〇〇氏。年齢に関しましては〇〇歳です。また取締役の〇〇〇〇氏。年齢に関しては〇〇歳になります。

以上です。

○会長

(6番委員手をあげる)

6番河津委員からお願いします。

○6番委員

当日配付資料に写真がついておりますけど、これは今までどなたが作っておったんですかね。

○会長

事務局からお願いします。

○事務局

事務局より説明させていただきます。一応これまでの農業委員会としての貸し借りに関しましては、〇〇〇さんと息子さんの〇〇〇さんでやり取りはされておりました。ただお話を詳しく聞きますと、作業的に少し〇〇〇〇さんにも作っていただいたことがあるというふうにはおっしゃっていました。

以上です。

○6番委員

はい。わかりました。

○会長

他に皆さんから何かご質問等がありましたらお願いします。

(1番委員手をあげる)

1番藤堂委員からお願いします。

○1番委員

すみません。この適格法人ということについてなんですけど、法人の種類は株式会社とか構成員の過半が云々というのがありますけど、総社員2名という少数でもその人数的な基準というのは別にないんですか。二人でも大丈夫オッケーということですか。

○会長

事務局から説明をお願いします。

○事務局

はい、お答えいたします。

そうですね。先ほど藤堂委員がおっしゃったとおりの、人数に関しましては問題はございません。法人として法務局にて登録が出来た時点で法人としての要件は全て満たし

ており、その中で農地所有適格法人としてこの2名の法人で問題がないかというところを、本日皆さんにご審議いただきたいと思います。

○1番委員

すみません。話しはちょっと逸れますけど、今南小国で確か去年か一昨年か波居原あたりが農事組合法人を立ち上げて今やっぺらっしやると思うんですけど、そういう大がかりにやらなくても自分たちでやろうと思えば、こういう株式会社の非公開のやつか合名会社、合資会社、合同会社を立ち上げれば人数制限がないということであれば、一人とか二人とかでも法人としていろんな制度の適用が受けられるということになるんですかね。

○会長

事務局から説明をお願いします。

○事務局

はい。お答えします。

そうですね、先ほど藤堂委員がおっしゃったとおりの考え方にはなります。ですので、法人としての要件を満たしているかどうかの審査に関しては、最終的な決定権は法務局で登録はされますので、1名の法人が出来たかどうかは不明ですが、2名以上でしたら法人は問題ございません。そのような形で今回のこの〇〇さんご夫婦で法人をされるというのが県内でも割と王道な農地所有適格法人としてのやり方にはなっております。

以上です。

○1番委員

はい。ありがとうございました。

○会長

(6番委員手をあげる)

6番河津委員からお願いします。

○6番委員

今法人にしたときのメリットとデメリットはどういうことがある訳ですかね。

○会長

事務局からお願いします。

○事務局

はい。事務局よりお答えします。

そうですね。メリット、デメリットをご案内するときにしましては、最終的には個人間で法人を立ち上げるかどうかの判断にはなるかと思いますが、やはり農地所有適格法人として設立をされた場合は、国の補助金、県の補助金、勿論町の補助金ですね、受け入れる対象がグンと広がる場所が一つのメリットではあるかと思いますが。

以上です。

○会長

他に何か皆さんからありませんか。

(4番委員手をあげる)

4番穴井委員からお願いします。

○4番委員

〇〇さんですか。今回南小国の方に来られた訳ですか。それとも前から住まわれているのですか。

○会長

事務局から説明をお願いします。

○事務局

はい。お答えいたします。

〇〇さんは農作業歴は奥さんと共に3年と書いてあるんですけど、少なくとも3年前には町内で新規就農者として登録はされております。ですから移住してきた日がそれより前なのかどうなのかは不明ですが、町内で3年間は農業を二人ともされている

ということにはなりません。

以上です。

○4番委員

続き良いですか。ということは、ここにはゼロゼロということだったんですが、他に貸付とか借受とかはされていないんですか。

○会長

事務局から説明をお願いします。

○事務局

はい。そうですね今回、総会の前に修正していただきました数値に関連するんですけど、今回法人として始めて申請するのは今回の9反4畝の案件が初めてですので一応経営自作はゼロになります。ただご夫婦それぞれ個人でみますと、奥さんの方に関しましては、ここに書いてあるとおり2反ほど農地を所有されております。

ご主人の方につきましては、始め畜産の新規就農をされましたので、農地所有、借受はゼロだったかと思えます。

以上です。

○4番委員

はい。わかりました。

○会長

他に何か皆さんからご質問がありましたらお願いします。

よろしいですか。

(はい。という声あり。)

それでは賛成方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員賛成ですので当委員会として許可をいたします。

議案第13号 農地法第5条（知事）

続きまして、議案第13号 農地法第5条（知事）について事務局から説明をお願いします。

○事務局

はい。資料3ページをお願いいたします。

【議案第13号 農地法第5条（知事）について詳細に説明】

(申請番号) 07-1 (権利) 使用貸借権 (所在) 満願寺〇〇〇〇〇〇-〇。(登記地目・現況地目) 共に田。面積2,459㎡。計、田1筆2,459㎡です。(貸付人) 熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。(借受人) 阿蘇市〇〇〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇-〇〇〇。〇〇〇〇氏。(形態) 転用でございます。(施設) につきましては、繁殖牛の〇〇となっております。(施設面積) 312㎡。(申請事由) 借受人の新規就農に伴う〇〇〇〇のためでございます。(期間) につきましては15年間を設定されております。

農地区分につきましては農振農用地区域となっております。ただしこちら例外規定としまして、農振法の畜舎、農業用の生産施設関係として用途区分されているものと判断されます。また一般基準等につきましても満たしていると考えられます。

参考資料といたしまして、次のページに関係位置図、それから本日お配りしております5条関係の現地確認写真、こちらの方をご覧いただきたいと思えます。

以上でございます。

○会長

はい。ありがとうございました。

それでは地元担当委員であります、5番日野委員から説明お願いいたします。

○5番委員

はい。貸し主の〇〇〇〇さん、借り主の〇〇〇〇さんは〇〇さんの孫にあたります。住所が阿蘇市〇〇〇になっております。こちらの町内の方を探し回りましたが、見つからずに阿蘇市の方になったということでございます。現在阿蘇市から通っているところでございます。申請事由でございますが、新規就農に伴う〇〇の建築のためとあります。貸し主の〇〇〇〇さんが畜産科を卒業して、また農協に入って畜産の指導等をして牛のことを大変勉強もしておりますし、そんな祖父を見て〇〇さんも祖父が元気なうちに、祖父から畜産のことをいろいろ学びたいということで繁殖牛を増やしたいと、規模拡大をしたいということでございました。次のページ4ページは家の前に川が流れておりますが、その20~30メートル下流の所に現在の〇〇がございまして、ここは洪水の時は度々水が上がるところでございます、ここでの畜産の経営は適していないということで、申請地の所になったわけでございます。この場所は本日配布してあります写真でも分かりますように、この上はもう杉山になっておりまして、この前の田とか横の田は全く迷惑はかけないと思われまして、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○会長

はい。ありがとうございました。

それではただ今の農地法第5条について皆さんからご質問等がありましたらお願いいたします。

(1番委員手をあげる)

1番藤堂委員からお願いします。

○1番委員

この案件につきましては、新規就農に伴う〇〇〇〇ということですが、元々違うところにも〇〇があるということではありましたが、以前から〇〇を所有していたということで、新たに移転する場合とかでも地域の人たちに対する説明とか承諾というか、当然〇〇となるとある程度臭いとかもすると思われまして、そういう事前の近隣の人たちに対する説明なり承諾なりがあっていたかということと、お孫さんということですので、この土地に対する、これは使用賃借権となっておりますけど、使用料があるのか。それとすみません、質問が多いですけどこの形態のところなんですけど、基盤強化法の畜舎・蚕室・温室というのがあるんですけど、この現地の写真を見るとどう見ても水田だろうと思われんですけど、そこら辺の実際の使用形態は問題ないのか、今までということにはなりますけどすみません、以上3点ちょっと多いですけどお願いいたします。

○会長

事務局から説明をお願いします。

○事務局

事務局より回答いたします。

最初のご質問に関しましては、周辺の方への説明があったかどうかに関してですね、最初経緯の方からご説明しますと、〇〇〇〇さんから繁殖経営を引き継ぐにあたり、牛の頭数を〇〇さんは新規就農をされて増やす予定であるので、既存の〇〇ではもう賄いきれないため新たに〇〇を建設をするという経緯で今回申請が上がったところです。

またその申請に対して、今回承諾書を〇〇さんお二人からいただいております、基本的には転用する周りの土地所有者の承諾書、後はその土地の耕作者の承諾書、後は隣地の承諾書をいただいております、〇〇〇〇さんのほうから周りの方へのご説明は十分にされているかと思えます。

2点目ですね、権利の方に使用貸借権と書いてありまして、こちらはもうお孫さんとの家族間での貸し借りになりまして無償のやりとりにはなりません。

最後ですね、形態・用途・施設のここの転用とか〇〇とかの要件なんですけど、ここに書いてある内容につきましては、これから建てる内容を書かせていただいておりますので、現在の写真と異なっても問題はございません。これから建てる内容が基盤強化法の、今回でいいますと〇〇にあたりますので書かせていただいておりますところ。

追加でご説明させていただきますと現地写真ですね、現在WCSを植えられてはいらっしゃるんですが、こちらに関しましては刈り取りが終了後、9月・10月秋頃から転用を開始したいというふうにお話をお伺いしております。

以上です。

○会長

はい。よろしいですか。

○1番委員

すみません、転用というのはここにある基盤強化法から転用するんじゃなくて、田からこの〇〇とかに転用するという事だったんですね。

はい。わかりました。

○会長

(〇〇最適化推進委員手をあげる)

〇〇委員からお願いします。

〇〇〇推進
委員

転用の面積がですね 2,459 m²全面積転用するのか、〇〇面積の 312 m²を転用するのかどっちですか。

○会長

事務局から説明をお願いします。

○事務局

はい。説明させていただきます。

こちらは書いてあるとおり全体の面積は 2,459 m²となりますが、実際〇〇を建設する部分は 312 m²になります。残りの面積は何をするかといいますと駐車場、後は管理用道路と飼料置き場、後は牛の運動場とそれぞれ内訳ごとに利用をされるというふうには計画はいただいております。

以上です。

○村上推進
委員

ということは、空いた面積に対して飼料作物を作付けしたりするということは出来ん訳でしょ。

○会長

事務局から説明をお願いします。

○事務局

今回転用の申請でお伺いしている限りでは空いた面積に飼料用作物を植えられるということは考えてはいないようです。隙間なく全て今お話しした道路とか運動場とかそういう所で利用されるというふうにお伺いしております。

以上です。

○会長

(6番委員手をあげる)

6番河津委員からお願いします。

○6番委員
○会長
○事務局

現地写真を見ますと面積は2反4畝やっぱあるとですか。

事務局から説明をお願いします。

はい。事務局より説明させていただきます。

こちらですね現地写真ですと分かりにくいですが、一応面積の基準は法務局からの正式な面積を引き抜いてきているところですので、ここで表せる面積としてはこの2反4畝で標記はしているところです。

○会長

他に何か皆さんからご質問等がありましたら願います。

よろしいですか。

(はい。という声あり)

それでは賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。それでは全員賛成ですので、この件につきましては当委員会の意見を附して県知事宛に進達いたします。

議案第14号 農用地利用集積等促進計画案の決定について (所有者・機構間契約) (機構・受け手間契約)

続きまして、議案第14号 農用地利用集積等促進計画案の決定について事務局から説明をお願いします。

○事務局長

はい。資料5ページをお願いいたします。

【議案第14号 農用地利用集積等促進計画案の決定について詳細に説明】

(権利種別)貸借権設定 (申請番号)07-11 (所在)赤馬場〇〇〇〇〇〇〇-〇。(登記地目・現況地目)共に田。面積1,478㎡。計、田1筆1,478㎡です。(利用権)は賃貸借権です。(貸付人)熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇氏。(借受人)熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番地1。(財)熊本県農業公社。(借賃)につきましては全筆で2万円。(期間)につきましては令和7年10月1日から令和12年9月30日まで。新規設定でございます。旧利用権設定では再設定での位置付けとなっております。

次のページをお願いいたします。

(申請番号)07-12 所在・地番につきましては07-11と同様です。(利用権)につきましては賃貸借権です。(貸付人)熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番地1。(財)熊本県農業公社。(借受人)熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇氏。

(利用目的)につきましては水稻です。(借賃)は全筆で2万円となっております。(期間)につきましては令和7年10月1日から令和12年9月30日です。こちらも新規設定ですが、旧利用権設定では再設定となります。

次の案件です。

(申請番号)07-13 (所在)につきましては別紙1となりますので2ページおめくりください。別紙1。満願寺〇〇〇〇〇〇-〇。(登記地目・現況地目)共に田。(面積)

495㎡。同じく〇〇〇〇ー〇。(登記地目・現況地目)共に田。552㎡。満願寺〇〇〇〇〇〇〇。(登記地目・現況地目)共に田。1,583㎡。同じく〇〇〇〇。(登記地目・現況地目)共に田。1,262㎡。同じく〇〇〇〇。(登記地目・現況地目)共に田。1,292㎡。同じく〇〇〇〇。(登記地目・現況地目)共に田。1,504㎡。同じく〇〇〇〇。(登記地目・現況地目)共に田。1,044㎡。同じく〇〇〇〇。(登記地目・現況地目)共に田。2,909㎡です。2ページお戻りください。6ページです。合計、田8筆で10,641㎡でございます。(利用権)につきましては賃貸借権です。(貸付人)熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。(借受人)熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番地1。(財)熊本県農業公社。(借賃)は全筆で540kg。(期間)につきましては令和7年10月1日から令和17年9月30日まで。新規設定です。旧利用権では再設定となります。

次のページをお願いいたします。7ページです。

(申請番号)07-14 所在等につきましては07-13と同様です。(利用権)は賃貸借権です。(貸付人)熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番地1。(財)熊本県農業公社。(借受人)熊本県阿蘇郡南小国町〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。(利用目的)は水稲です。(借賃)は全筆で540kgです。(期間)令和7年10月1日～令和17年9月30日まで。新規設定。旧利用権の再設定でございます。

以上でございます。

はい。ありがとうございました。

それではただ今の件について、皆さんから何か質問等がありましたらお願いします。ありませんか。

(はい。という声あり)

それではないようですので採決に移ります。

賛成方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございました。

全員賛成ですので当委員会として決定したことを町へ通知いたします。

議案第15号 農地に該当するか否かの判断について

最後に、議案第15号 農地に該当するか否かの判断について、事務局から説明をお願いします。

はい。それでは総会資料9ページをお願いいたします。

【議案第15号 農地に該当するか否かの判断について詳細に説明】

1枚お開けください。10ページです。

非農地判断対象筆一覧 (番号)1 (所在)満願寺〇〇〇〇〇〇〇ー〇。(登記地目・現況地目)共に畑。(面積)267㎡。合計、畑1筆267㎡です。(遊休農地の区分)につきましては赤でございます。(所有者)熊本県菊池郡〇〇〇大字〇〇〇〇〇番地〇〇。〇〇〇〇氏。(耕作者)はいらっしゃいません。現況、山林・原野化となっております。

○会長

○事務局長

参考資料といたしまして、次のページに関係位置図。それから本日お配りしております現地確認写真をご覧いただきたいと思います。

当議案の対象筆につきましては、現地確認の結果等によりまして非農地として判断し、本日の総会議決によって非農地判断が確定いたします。遊休農地区分につきましては、農地パトロールの際に皆様にお配りしております判断基準によるもので、農地法の運用では再生利用が困難な農地としての取扱となります。定義としまして農地パトロール等の結果、すでに森林の様相を呈している場合や周囲の状況から見まして、その土地を農地として復元しても継続した利用が出来ない等、農業上の利用の増進を計ることが見込まれない農地とされております。

当議案につきまして、現地確認写真のとおり山林・原野化しており、周囲の状況につきましても日照条件や現地への侵入状況等から農業上の利用増進は見込めないものと思われまます。

以上でございます。

○会長

ありがとうございました。

それでは担当委員であります5番日野委員から説明をお願いします。

○5番委員

はい。7月の22日に推進委員の〇〇〇さん、事務局、私で現地を確認してまいりました。場所でございますが、11ページにあります、〇〇〇〇〇〇〇の横の道を100mくらい上っていったところの左側に位置します。本日配ってあります写真にありますように竹が入っておりまして農地ではないような感じでございます。ここは地籍がですね平成23年に行われておりまして、その時は畑になっております。〇〇さんのお父さんであります〇〇さんが平成24年に亡くなられておりますので、その前後から手入れや管理が出来ていないものと思われ現在のように竹が入っている状態でございます。

農地としては困難ではないかと思われまます。皆様のご審議お願いいたします。

○会長

はい。ありがとうございました。

ただ今の件について皆さんからご質問等がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

(はい。という声あり)

それでは採決に移ります。

それではただ今の議案第15号について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。ありがとうございました。

全員賛成ですのでこの件につきましては承認いたします。

以上で8月の総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和7年8月8日

南小国町農業委員会会長

署名委員 5番委員

署名委員 6番委員

会議録調整者 野口駿太郎
本誌表紙共 枚